

令和3年度福岡県介護ロボット導入支援事業実施要領

1 事業の目的

福岡県内の介護事業者が介護ロボットを購入する経費及び見守り機器を効果的に活用するための通信環境整備に係る経費の一部を補助することにより、介護従事者の身体的負担の軽減を図るとともに、介護業務の効率化を図ることを目的とする。

2 対象事業所

福岡県内に所在する介護保険法上の介護サービスを実施する事業所

3 交付の対象

(1) 介護ロボットを導入する事業

(2) 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備する事業

ただし、補助金の交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期に関わらず、交付決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。

4 補助対象経費

(1) 介護ロボットを導入する事業

次の①～③の全ての要件を満たす介護ロボットを購入する際の経費を対象とする（設置工事費、メンテナンス費、保険料及び消費税除く）。

① 目的要件

日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること。

② 技術的要件

経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成30年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択されたロボット（「重点分野6分野13項目の対象機器・システムの開発」に限る。）、又は、ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を介護分野で発揮するロボット。

③ 市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

(2) 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備する事業

次の①～③のいずれかを対象とし、既に見守り機器を導入している場合も対象とする（通信に係る経費を除く）。

① Wi-Fi環境の整備をするために必要な経費（配線工事（Wi-Fi環境整備のために必要な有線LANの設備工事も含む）、モデム・ルーター、アクセスポイント、システム管理サーバー、ネットワーク構築など）

② 職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなど効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムを導入するために必要な経費（デジタル簡易無線登録型等のWi-Fi非対応型のインカムを含む）

③ 介護ロボット機器を用いて得られる情報を介護記録にシステム連動させるために必要な経費（介護ロボット機器を用いて得られる情報とシステム連動可能な介護記録ソフトウェア（既存の介護記録ソフトウェアの改修経費も含む）、バイタル測定が可能なウェアラブル端末、介護ロボットを用いて得られる情報とソフトウェア間を接続するための

ゲートウェイ装置等)

5 補助金の交付額

(1) 介護ロボットを導入する事業

- ① 機器1台につき、補助対象経費の実支出額に4分の3を乗じた額（千円未満切捨て）と、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表右欄に掲げる基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

区分	基準額
移乗支援又は入浴支援の場面において使用される介護ロボット	100万円
上記以外	30万円

- ② 1回あたりの限度台数は、利用定員数の2割の数（1台未満切り上げ）とする。

(2) 見守り機器を効果的に活用するために必要な通信環境を整備する事業

- 1事業所につき、補助対象経費に4分の3を乗じた額（千円未満切捨て）と、150万円とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

6 他の補助金等との重複について

県が実施する「福岡県ICT導入支援事業費補助金」や、このほか国、都道府県その他公的機関が実施する類似の補助金等の公的事業による補助を受けているもの又は受ける予定となっているものについては、本補助金の交付対象外となることに留意すること。

7 申請手続

(1) 申請書類

交付要綱第9条に規定する様式のほか、以下①～④の書類を添付し、郵送又は持参により提出すること。

なお、提出された書類は原則として返却しない。

① 交付要綱第8条第九号に規定する「介護ロボット導入等計画」（別紙様式）

当該計画の作成に当たっては、職員アンケートの実施等により、事業所において職員に負担が生じている業務や課題となっている業務を分析・抽出することとし、導入効果を検証するための客観的なデータが得られる評価指標（介護職員の腰痛発生率、見守りのための定期巡回に要する移動距離 等）に基づき、導入後3年間の達成すべき目標を設定すること。

② 対象経費ごとの単価及び内訳が詳細に記載された、業者等による見積書の写し

③ その他、補助を受けようとする事業に係る経費が補助対象経費に合致していることが分かる資料（業者等による仕様書やパンフレット等の説明資料）

④ 申請者が法人であって、複数案件を申請する場合にあつては、当該法人内における案件ごとの優先順位の分かるもの（別紙様式2）

※ このほか、必要に応じて、本県から追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 申請受付期間

令和3年7月2日（金）～8月31日（火）※当日消印有効

なお、郵送の場合は、封筒の表に「福岡県介護ロボット導入支援事業費補助金」と朱書きすること。

8 申請案件の審査について

申請受付期間内に受け付けた案件については、本県において審査し、採択の可否、優先順位及び申請1件当たりの補助金交付額等を決定する。

この際、審査に当たっては、以下①～④の点を考慮に入れるものとし、予算額に限りがあ

ることから、案件によっては不採択となる場合や、申請1件当たりの補助金交付額を制限する可能性があること等について、予め了承されたい。

なお、申請の行われた順に優先順位をつける（先着順により決定する）ことは行わない。

- ① 過去の本補助金又は厚生労働省の地域介護・福祉空間整備推進交付金による市町村の補助金のいずれかで、交付を受けていないもの
- ② 介護ロボット導入等計画の記載内容から、事業所における業務課題の分析・抽出に基づき計画が立てられており、導入効果が高く他の介護事業所等の参考となると認められるもの
- ③ 過去に申請をしており、要件を満たしていたものの、選定の結果不採択となったもの
- ④ 申請者が法人であって、複数案件を申請する場合にあつては、当該法人内における案件ごとの優先順位 ※当該法人内において、案件ごとの優先順位を整理しておくこと

9 実績報告

(1) 補助金実績報告

- ① 交付要綱第15条の規定に基づき、事業者は補助事業が完了したとき、その日から起算して1月を経過した日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受領した日から1月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、様式6により知事に報告しなければならない。

なお、交付決定日より前に事業が完了した場合には、上述の「補助事業が完了したとき、その日から起算して1月を経過した日」を「交付決定通知を受領した日から1月を経過した日」と読み替えること。

- ② 実績報告に当たっては、同条に規定する様式のほか、以下イ、ロの書類を添付し、郵送又は持参により提出すること。

なお、提出された書類は原則として返却しない。

イ 対象経費ごとの単価及び内訳が詳細に記載された、業者等による領収書

ロ 補助対象事業が完了したことを確認できる写真（導入機器が複数ある場合は、全てが写ったもの）

※ このほか、必要に応じて、本県から追加資料の提出を求める場合がある。

(2) 導入の成果報告

(1) とは別に、導入年度の翌年度4月末（令和4年4月末）までの導入効果について、介護ロボット導入等計画により、令和4年5月末日までに報告すること。

また、導入年度の翌年度末（令和5年3月末）までの導入効果についても、同計画により、令和5年5月末日までに報告しなければならないものであること。

なお、他の介護施設の参考となる内容については、「福岡県介護情報ひろば」のインタビューページで紹介する場合がある。

「福岡県介護情報ひろば」

【URL】 <https://www.fukuoka-caresquare.jp/>

10 書類の提出及び問い合わせ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号（福岡県庁北棟2階）

福岡県保健医療介護部高齢者地域包括ケア推進課介護人材確保対策室

TEL：092（643）3327 FAX：092（643）3253

E-mail:k-kaigojinzai@pref.fukuoka.lg.jp